

第31回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成26年5月12日（月）17:29～17:58

2. 場所：合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 それでは、大変お待たせいたしました。

ただいまから、先ほど行われました規制改革会議の岡議長会見を行います。

なお、本日の議題の関係で安念先生にも御同席いただいております。

最初に議長から御説明いたしまして、質疑応答をその後まとめて行いたいと思います。

それでは、議長、よろしく願いいたします。

○岡議長 それでは、本日の第31回規制改革会議について報告させていただきます。

本日は、議題が3つございました。

最初に、創業・IT等ワーキング・グループにおいて審議を進めてまいりました「ダンスに係る風営法規制の見直し」についての議論を行い、その議論を踏まえまして、本日、会議としての意見をとりまとめ、所管の警察庁に提議したいと考えております。

本日は、本件を取りまとめていただきましたワーキング・グループの座長の安念委員に同席していただいておりますので、後ほど本件についての説明をしていただきます。

議題の2つ目は、IT総合戦略本部「パーソナルデータ検討会」におけるビッグデータ・ビジネスの普及に関する検討状況を踏まえまして、意見交換をいたしました。

本件については、昨年度の私どもの答申で提案いたしましたが、引き続き創業・IT等ワーキング・グループでフォローアップしていただいているわけでございます。総理が常々言っておられる「IT利活用世界一を目指す」という理念のもと、国民生活の向上あるいは経済活動の活性化等々に向けて、ビッグデータを大いに利活用すると同時に、個人情報をいかに保護していくかを両立させるという考えをベースに、活発な意見交換を行ったわけでございますが、本日はまだ結論が出ておりません。

引き続きワーキング・グループで審議を深めていただき、できるだけ早く、会議としての意見を取りまとめたいと考えております。本件につきましても、座長の安念委員がおられますので、皆さんから御質問があれば、お答えいただく予定でございます。

3つ目の議題は規制改革ホットラインでございます。お手元に配付しておりますように、ホットラインに寄せられたご要望をアップトゥデートしたということでございますので、個別に御質問があればお答えいたします。

冒頭の私からの説明はこれぐらいにして、皆様からの御質問にお答えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○記者 岡議長にお尋ねしたいのですけれども、本日のダンス営業に係る風営法規制の見直しによるメリット、日本の経済成長にどうつながるかというところを議長のお考えを聞かせていただけますでしょうか。

○岡議長 では、私のほうからお答えして、必要あれば、安念委員からも補足していただきます。

私どもは、若い人もお年寄りも含めて、昭和20年30年代ごろのダンスのイメージと、今日のダンスというイメージが大分変わってきていると思います。また、ダンスには社交ダンスだけではなく、いろいろなタイプのダンスがある。これらがビジネスとして自由に行われれば、経済の活性化にも大いにつながると認識しております。

○記者 今の関連なのですが、安念さんにお伺いしたいのですが、基本的な理解が正しいかどうかと思ひまして、この1号、3号、4号のところなのですけれども、飲食も接待も伴わないものについては無条件で風営法の対象から外すと。飲食だけを伴うものについては風営法の対象から外した上で、深夜営業を可能にして、騒音などの被害については別の規制を設けると。飲食と接待を伴うものについてはそれだけでも風営法の適用があるので、ダンスとは切り離して風営法の適用になるのではないかという基本的な理解でよろしゅうございましょうか。

○安念委員 おっしゃるとおりでございます。

風営法で規制の対象とされているダンス絡みの営業は同法の2条の1項1号から4号までなのですが、それは置いておいて、3種類あるとお考えいただければいい。まず第一にダンスそのものを規制させているのではないのです。客にダンスをさせる営業なのですが、ダンスだけさせる営業の中でさらにまた3種類あります。ダンス+飲食+接待が第1類型。次にダンス+飲食が第2類型。第3類型はいわばダンスだけでございます。第1類型のダンス+飲食+接待というものの接待というのは、要するに平たく言えばホステスさんがつくということです。こっちは今回は横に置いておこうということでございます。

我々が最も注力してきましたのは第2類型のダンス+飲食で、これは要するにディスコ、クラブの類のことでございます。これは風俗営業という名前では幾らなんでもかわいそうだろう。だから、風俗営業からは外していただきたい。ただ、もちろん酒が出るわけですから、けんかがあるとか、騒音があるとか、あるいはごみの捨て方が悪いとか、そういう話はあることですので、これについては近所の方々、商店街の皆様にご迷惑をかけるわけにはいきませんので、それらの弊害に着目した規制はしましうと。例えば深夜であれば何ホンまでの、外に漏れる音は抑えてくださいと。例えばそういう規制を残すのは結構でしょうが、風俗営業というのはちょっとかわいそうなのではないですかという話です。飲食も接待も伴わないものについても、これはほとんど健全なスポーツとしてのダンスが中心になりましようから、こっちはもう外してくださいということでございます。

○記者 飲食、接待を伴う1号営業はもうなくしてしまうという理解でいいですか。逆に

飲食、接待だけで風営法が適用になるので、ダンスとは切り離して考えるということではないのですか。

○安念委員 違います。基本は、1号、2号はダンスに接待も加わっておりますので、これについては風営法上の規制を残すことについて格別今回は触れないつもりです。ただ、条文が1号と2号で妙にこんがらがった形になっているものですから、条文の整理はしてくださいということをお願いしてあります。

○記者 では、一応、実質的にダンス＋飲食＋接待の1号は残っているわけですか。

○安念委員 さようでございます。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○岡議長 どうぞ。

○記者 今日の会合には警察庁の担当者の方は参加されていたのでしょうか。参加されていれば、意見を教えてください。もし参加されていないのであれば、これまでのワーキングでの警察庁の見解を教えてください。

○岡議長 本日の会議に警察庁の方は参加しておりません。過去のワーキング・グループの会合については安念座長から。

○安念委員 所管官庁でございますから「はい、わかりました。おっしゃるとおり規制を撤廃します」とはおっしゃいません。やはりけんかもある、ごみの出し方が悪いのもある、騒音もある。中には、極端な場合には薬物の授受の場になったりもするというので、規制は必要であるというのは、少なくとも、公式見解はそうであると理解しております。

○岡議長 他いかがでしょうか。

○記者 ビッグデータの関連なのですけれども、今日の意見交換、議論で大きく焦点になっていたのはどのようなところなのか。可能な範囲で教えていただきたいというのと、今後の工程、どのように進めていかれるのか教えていただければと思います。

○岡議長 本日は、このテーマが議論されているIT総合戦略本部における検討状況をめぐって意見交換を行いました。現状、パーソナルデータには大きく分けて「個人情報」と「非個人情報」があって、その間にグレーゾーンがあるわけですが、このグレーゾーンを解消するために、新たに「準個人情報」と「個人特定性低減データ」という分類をつくったらどうかということが検討されていると認識しておりますが、今日の議論の中で、今のグレーゾーンをこのような形に分けても、さらにその間にまたグレーゾーンが出てきて、むしろややこしくなるのではないかという意見がございました。ただ、現在の個人情報と非個人情報との間のグレーゾーンの取扱いについて結論を出したわけではなく、引き続き審議を継続してまいります。

あと、対立点というよりも、利活用の部分について、ビッグデータを活用することによってどのようなメリットがあるかについて、企業にとってのメリットもあるけれども、データを提供した個人にもリターンがあるのではないか。その点について、我々はもう少し

重視すべきではないかとか、あるいはジャーナリズムの観点からも、ビッグデータをきちんと整理、分析することによって一定の社会的な方向性を認識するような使い方もあるのではないかということなど、ビッグデータの利活用について、いろいろな立場から、いろいろな御意見がございました。

2つ目の御質問については、先ほど少し触れましたけれども、これだけワーキング・グループで検討していただきましたので、私のほうから、可及的速やかに会議としての意見を取りまとめましょうと申し上げました。具体的に何月何日という言い方はしておりませんが、できるだけ早く我々の意見を取りまとめて、公表しようという話をしました。

以上です。

○記者 風営法のほうに戻ってしまって恐縮ですが、3号について風俗営業から除外した上で新たな規制をとということなのではございますけれども、この規制というのは新たに別の法律を設けるという意味なのか、風営法の枠内で深夜酒類提供だとか、そういったもので対応するのか。幾つもしてしまって申し訳ないのですが、今、許可制をとっていると思うのですが、これを届け出制にするとか、新たな規制というものをもう少し具体的に教えていただけるとありがたいのですが。

○安念委員 私からお答えするまでもなく、既にお答えをいただいたと思います。別に全然詰めた話をまだしておりませんが、3号営業についてだけ新しい法律を起こすというのは多分、現実的な選択肢としてはないだろうと思います。だから、風営法という法律の枠組みであることは構わないのですが、大きな屋根の下であっても構いませんが、やはり風俗営業という言葉はいかにも聞こえがよろしくない。深夜酒類提供についての御指摘がありました。基本的にはその並びで考えればよろしいのではないかと私個人的には考えております。

○記者 許可とか届け出についてはいかがですか。

○安念委員 これは届け出にもしできればなかなかよろしいですね。むしろアイデアをいただきました。ありがとうございます。

○岡議長 どうぞ。

○記者 今の話ともちょっと絡むのですが、風営法のほうなのですが、風俗営業という言葉はいかにも聞こえがよくないということですが、風俗営業という言葉はあれだけども、ただ、一定の規制は必要というところは変わらないのですね。

○安念委員 そのとおりでございます。酒が絡んで、男女の出会いの場でもあり、深夜にも及ぶことになれば、一定の弊害といえますか、それは出ると思いますので、諸外国でも酒というものに絡めば規制をしているのが一般的だと思いますので、私どものあらあらのイメージではダンスに着目して規制するのではなくて、酒が出て深夜に営業が及ぶという点に着目して規制がなされるべきではないかと考えております。

○記者 ワーキング・グループの中でも、議事録とかを見ますと、実際に薬物の事件がど

れぐらいあったかとか、暴力事件がどれぐらいあったかとか、そういったところ、定量的にはなかなか警察庁も示していなかったと思うのですけれども、それでもなお、やはり規制の枠組みに残すべきだというのは、それはなぜですか。

○安念委員 規制の枠組みに残すべきだというのは、例えば薬物の授受とか暴力沙汰とか、騒音は、これはこれで当然、規制してよろしいわけです。現に規制もあるわけですから、そういう意味で規制の対象にすればいいと思っているだけです。つまり、ダンスをすること自体、お酒を飲むこと自体、男女が集まること自体を規制の対象にするのではなくて、いわば付随的に、あるいは偶発的に生ずるかもしれない弊害を防ぐための規制はあってもよろしかろうという考え方でございます。

○記者 議論の中で、たしか薬物であれば覚せい剤取締法でも、いろいろな法律がありますし、暴力であれば当然、刑法ですし、騒音であれば条例ですし、いろいろな規制のやり方がある。つまり、風営法一括で規制をするべきではないのではないかと委員の先生の意見もあったと思うのですが、そこはどのような整理になりますか。

○安念委員 それはそのとおりでございます。例えば薬物の取引について風営法の中で有効な規制ができることはとても思えませんので、それは薬物関係の法律でやることになるだろうと思います。

ですから、今、私どものが考えていますのは、深夜酒類提供については規制がありますので、結局、深夜酒類提供というものの並びで考えればそれで十分なのではないかということでございます。新たに例えば薬物の授受に関する取り締まりの規定を風俗営業から外されて、しかし、風営法の中にある旧3号営業について新たにそのような規定を設けるべきだとは考えておりません。

○記者 そうしますと、やはり一番大きなものはイメージの部分ですか。いろいろ新規の参入がしにくいとか、大手も風俗営業という名前であればちょっと入りにくいとか、そうであれば経済の活性化にもつながらないわけで、やはりそのイメージの部分が一番強く思っているということですか。

○安念委員 それは相当大きいと思います。ただ、法律上も風俗営業と名前が風俗営業のアンブレラの中に入ってしまうと、そもそも例えば外から中が見えない目隠しのようなものをしてなければいけないとか、未成年者を立ち入れないとか、そういった規制がかかりますので、必ずしもイメージだけではございません。ただ、イメージも御指摘のように大変大きいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 ありがとうございます。

どうぞ。

○記者 2点お伺いさせていただきます。

まず、1点ですが、未成年の利用に関しては、こちらも深夜酒類提供等に準ずるような

形で、深夜10時以降は立ち入り禁止とするのかどうかというところがもし詰まっていればお伺いしたいのと、あと、総論的な部分に立ち返って恐縮なのですが、岡議長に、今回の規制緩和に関して経済が活性化するという議論の他に、いわゆるダンスの文化の部分、文化的側面からして今回のこの風営法の規制の見直しによる効果をどのようなところに期待されているかがあればお伺いさせていただきます。

○岡議長 先ほども触れましたが、ダンスに対する我々一人一人のイメージが変わってきていると思うのです。昔、風営法で規制されるようなダンスというものは、例えば1号では、設備があってダンスをする、さらにそこで飲食プラス接待といった、昭和20年30年代ごろのダンスのイメージと、今日のダンスのイメージはかなり違っているのだらうと思います。ですから、食事をするところでダンスをしたからといって、風営法で規制しなければいけない状況なのか、社会環境は明らかに変わっているのではないのかと思います。

したがって、ビジネス云々という以前に、そのような考え方そのものが大きく変わってきているのではないのか。それをあいかかわらず、風営法のもとで規制をかけておくこと自体が相当時代おくれではないのかと私は考えております。しかも、ダンスといっても、社交ダンスだけではなく、いろいろなダンスがあることも考え合せますと、今申し上げた私の考えは皆さんとも共有できるものではないのかなと思います。

それと、ダンスそのものに起因するかどうかわからない、深夜営業による騒音の問題とか、ごみの問題あるいは薬物の問題だとか、暴力沙汰の問題だとかいったものはそれぞれを規制している法律があるわけですから、それによって引き続きしっかりと規制していったらいいのではないのか。ダンスというものが理由でそのような規制をする部分はもう大分変わってきているのではないかと思います。

○安念委員 未成年たちのことですが、別にワーキングとして何か結論を出しているわけではないのですが、多分、余り現実的な問題にならないと思われる。というのは、3号営業について風俗営業の外に出してくださいというのは、我々が念頭に置いているというか、世の中が念頭に置いているのはディスコ、クラブの類で、これが昼間から営業していることはまず考えられませんので、未成年の立ち入りを許すとしても、基本的には、常識的にはやはり昼間ということになりましょうから、そうしますと、営業の実態からして、未成年を入れる余地はほとんどなかろうと思いますので、それほど現実的な問題にはならないのではないかと考えております。

○岡議長 どなたか。

○記者 ダンス規制なのですが、超党派の議連のほうでも議員立法で法案を提出するという動きもありますが、こちらとの兼ね合いといいますか、何かしら調整をされているのでしょうか。

○安念委員 しておりません。大変心強い動きだとは思っているのですが、別に具体的なすり合わせまでは至っておりません。

○記者 もし仮に議員立法で議連のほうが何かしら出してきた場合には、そこと一定の調整をしてすり合わせることはあり得るのでしょうか。

○安念委員 私どもが国権の最高機関とすり合わせなどとそんな大それたことはとてもできません。ただ、求められれば私どもの意見は申し上げられれば幸いだとは思っております。

○岡議長 つけ加えれば、向こうのタイムスケジュールは私どもはわかりませんが、先ほど来の御質問にもありましたので答えましたが、私はここまで議論が詰まってきたので、可及的速やかに会議としての意見を取りまとめたという意向を持っています。したがって、それは我々の意見が公表されたことが先方の動きにプラスの影響を及ぼすことができれば、与えられればよろしいかなというようには思っていますけれども、打ち合わせながら進めるということではございません。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○岡議長 他にございますか。

○記者 安念さんにお伺いしたいのですが、ちょっと細かいところで恐縮なのですが、4号営業の関係で、4号では教師の方が指導者資格を持っていないかという要件があったと思うのですが、今回の提言の中では4号としての風俗営業からは除外するという点になれば、その点はもうそれによってクリアになるということになるのでしょうか。

○安念委員 そのつもりでございまして、これもいろいろな過去の行きがかりがあるようですので、そこは警察庁さんとよく話し合わなければいけないと思っています。

○記者 規制改革会議としては、指導者要件の部分についても撤廃するという意向で出されたということによろしいですか。

○安念委員 そのとおりでございます。

私どもの提言案みたいなものですか、この紙はお手元に行っておりますか。それならば、今、御指摘いただいたことですが、(2)に書いてあるものでもう尽きておりますので、御指摘のとおりと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○記者 これも細かい質問で済みません。立地規制の件なのですが、クラブとかが、風俗営業から外すとはいっても、どこでものべつ幕なし建てられるというわけではないのか、そのあたりはどういうお考えなのか聞かせてください。

○安念委員 これは何も詰めておりません。ただ、それでは小学校の隣でもいいのかという御質問ですね。

○記者 そうです。

○安念委員 これは常識の範囲で考えなければなりませんでしょうね。立地規制が全然なくなるということは初めから余り想定しておりませんでした。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○記者 細かいところですが、深夜営業を可能にというのは、24時間という意味ですか。

○安念委員 可能であればそれがよろしかろうと思いますが、ただ、一般に外国の例などを見ても、早朝はだめというところが多いようなのです。これはよくわかるので、朝、仕事を始め、学校に通う子供がいるようなところの横でまだどんちゃんやっているのはいかにもおかしいだろうという常識論だと思うのです。ですから、24時間営業そのものにこだわるわけではございません。

○記者 例えば六本木とかだと学校も結構ありますし、早朝営業のほうは困るという、要するに日の出営業のほうは困るという意見とかも結構ありますが。

○安念委員 それは商店街の方がまさにそのことをおっしゃっていました。だから、それは、早朝にどうしても営業したいという需要がそれほどあるとは思われませんので、やはり常識的な範囲内で深夜の営業が可能になればよろしいと思っております。

○記者 いずれにしろ、今の午前0時、場所によっては1時という、それは何時間か後ろに。

○安念委員 午前1時は幾らなんでも大人の時間としては早過ぎるだろうということでございます。

○記者 それが何時ぐらいまでというイメージはありますか。しつこくて申し訳ないです。

○安念委員 どうでしょう。やはり2時か3時ぐらいまでは都心の場合はよろしいのではないのでしょうか。私の個人的な感想にすぎませんが。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 他はいかがですか。

よろしいですか。

○司会 それでは、質問がないようですので、これで岡議長会見を終わります。

どうもありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございます。